

潜在的児童虐待被害児(者)へもつと目を

加藤和生

児童虐待の問題が社会的問題として認識され、社会的関心が高まると同時に、それへの対策が強く叫ばれるようになったことは喜ばしいことであると言える。具体的には、二〇〇〇年に児童虐待防止法が施行されて以来、児童相談所への通告件数は増加の一途をたどっている。またマスコミは、虐待を受けた子どもの事件を大きく報じ、その度に行政や関連機関の対応や対策の遅れを取り上げている。

ただ、ここで気になることは、今しきりに取り上げられている事例は、そのほとんどが重篤な虐待を受けた子どもたちに関するものだけである。

だが、虐待とは、こうした重篤なものだけなのか。そうした事例だけを問題にしているだけであるのか。それを考えるためには、まずここで一度、「なぜ児童虐待が問題なのか」ということを考えてみる必要がある。

児童虐待とは

児童虐待を定義することは必ずしも容易ではない。実際、多くの研究者の間でも、それに関する合意はできていない (Wekerle & Wolfe, 2003)。WHO (世界保健機構) の報告書では、次のような定

義が提案されている。

「児童虐待とは、養育者（本来、責任を持ち、信頼され、力を行使できる人）によって子どもになされる身体的あるいは心理的に不適切な取り扱い、性的虐待、ニグレクトあるいは怠慢・不注意な取り扱いあるいは営利目的での搾取などの形態をもつ行為であり、その結果、子どもの心身の健康、生存、発達あるいは尊厳に対して実際のあるいは潜在的な危害を与える」（WHO, 1999, p.15）。

ここで注目されるのは、虐待的行為の結果として起こる影響である。子どもの心と体への実際に観察することのできる危害あるいは起こる可能性のある（と考えられる）危害が想定されている。ここでいう影響とは、具体的にはどのようなものであるか。例えば、マスコミで報じる多くの事例



加藤和生（かとう かずお）
九州大学大学院人間環境学
研究院助教授。専門は人格
社会心理学（特に自己過
程・対人関係学）、家族内
暴力（児童虐待）。ミシガ
ン大学博士課程修了。
Kato, K. (2005). *Functions
and structure of amae: Personality-social, cognitive,
and cultural psychological
approaches*. Fukuoka: Kyu-
shu University Press.

は、死亡したり過度の発達不全がみられている。だが、長期的な影響もある。欧米での事例研究・調査・観察の結果によると、虐待を受けた子どもは、次のような精神的障害や問題行動を示すことが知られている。

例えば、低い自尊感情、PTSD（外傷後ストレス障害）、愛着障害、情緒障害（鬱、キレ、情緒不安定）、摂食障害、解離障害、行為障害（暴力、非行、売春、淫行）、人格障害などである（Monteleone, 1998; 加藤、二〇〇四）。現在のところ、虐待が原因でこうした問題がみられるということはできないが、少なくとも被虐待体験がこうした問題と関わっていることは間違いないであろう。また受けた虐待の種類（身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待、DVの目撃による間接的虐待）によっても、影響の出方が異なってきたことが徐々に解明されつつある（Wekerle & Wolfe, 2003）。このように、児童虐待は、心と体に深い影響を及ぼす可能性が高い。であるからこそ、児童虐待は大きな問題なのである。それは、被害を受けた子どもにとってもそうであり、広くは社会にとっても大

きな問題となる。

これらの多様な影響を考えると、マスコミ等で報じられる虐待事件は、児童虐待問題の氷山の一角ではない。というのは、危害となる可能性のある虐待的行為を長期的に繰り返して受けている子どもたちは、一見「これが原因だ」というように自他ともに分かるような被害を受けていないため、周りの注意を引きにくい。またこれらの子どもが成長するに従い、徐々に自分の中でいろいろな葛藤や悩みを持つようになるが、その原因も本人には分かりにくい。そして、問題行動が、自己へ向けられたり、外へ向けられたりすることになる。今、起こっている多くの青少年による事件の背後には、こうした問題が深く関わっていないのだろうか、著者は危惧している。

潜在的児童虐待被害者（児）

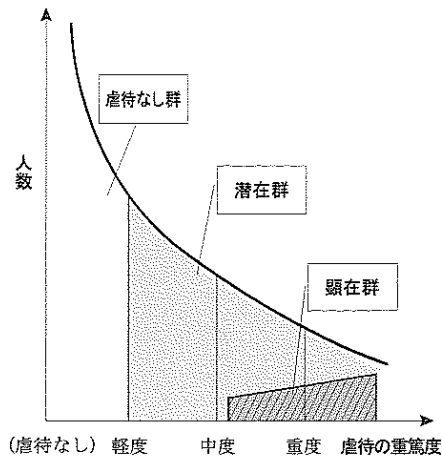
著者は、このような人（子ども）たちを、「潜在的児童虐待被害者（児）」と呼んでいる。すなわち、多くの人の目を引く重篤な事例の陰に隠れ、

研究者や一般からも見落とされがちな、潜在化した児童虐待被害者である。潜在的児童虐待被害者たちは、実際に子どもの頃に軽度から重度までの色々なレベルの虐待を受け、公的介入・対処・援助を受けることなく、色々な深さの心的外傷（トラウマ）を負いながら成長した児童・青年・成人である。そして、本人自身原因が分からないままに、上述の症状を発症したりあるいは発症するまで行かないまでも、そうした傾向や問題を持ち、本人もまわりも苦しんだりする可能性が十分にあると予想される人たちである。だがこうした人たちの実態は、まだ十分に分かっていない（加藤、二〇〇五）。

加藤ら（二〇〇五）は、「潜在的児童虐待被害者」（以下、「潜在群」と呼ぶ）を次のように暫定的に定義した。

「身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ニグレクト、およびDV目撃による間接的虐待のうちいずれかもしくはいくつかを、養育者の立場にある人（たち）に行われた経験があるもので、次の条件を充たすもの。(a)公的機関への通告および公

図1 児童虐待の顕在群・潜在群と虐待の程度の関係



的機関による介入・処遇がなされたことがなく、(b)後に何らかの精神的障害傾向を示すもの」。このように定義することで、さらに次の二つの群を区別することができる。一つは「顕在群(顕在的児童虐待被害者)」で、被虐待体験を持ち、その結果関連機関に通報され、何らかの処遇・介入を受けた者である。もう一つは「虐待なし群」で、被虐待体験を全く持っていない者である。

図1は、これら三群の関係を示したものである。

縦軸は、予想される人数である。横軸は、虐待の重篤度で、虐待なし～重度(～極度)に分布する。横軸はまた、(1)虐待なしから軽度線、(2)軽度線～中度線、(3)中度線～重度線、(4)重度線以上(～極度)の枠に分類できる。

また、軽度線以上の枠に横長の枠(斜線部分)が設けられている。この枠に入ってくる者が、「顕在群」である。軽度以上の被虐待体験のある者は、ここでは暫定的に「潜在群」と言えよう。最後に、虐待なしの者を「虐待なし群」とした。

この図は、概念的に分類するための予想図である。この図から次のことが予想できる。すなわち、①虐待の重篤度が上がるにつれて、該当する人の数は減少する。②仮に軽度以上を虐待被害者と規定するならば、軽度以上の虐待を受けた人が、虐待被害者になる。③中度線あたりから、児童相談所等に通報され何らかの処遇を受ける人が出始め、重篤度が高まるにつれ、その数が増加すると予想される。これが、顕在群である。④軽度以上を仮に虐待被害者とした場合(著者の立場)、軽度以上で顕在群の枠から離れた人が全て、潜在

化した児童虐待被害者と見なされる。

このように三つの群を識別することで明らかにすることは、潜在化する児童虐待被害者（児）の多さである。児童虐待の早期発見と対策が叫ばれるなか、われわれが焦点を当てて、発見と対応が求められているのは、まさにこの部分（潜在群）の人たちである。すなわち、現在まさに虐待を体験している子どもたち、そして現在心の問題を抱えたり問題行動を行っている（あるいは行いそうを、青少年あるいは成人である。この人たちの心の傷を見つめていく必要がある。

この潜在群は、今後、さらに細かく分類され、それに応じた対応策が講じられる必要があるだろう。例えば、被虐待児の視点からすると、早く救い込まれる必要のある子ども（本来は顕在群に在るべきもの）、専門家からの心の援助が必要なもの、自己理解のための資料が必要なもの（被虐待の事実と現在の自分を認識することで自分自身で自分を修正し作り上げていける人たち）などである。また加害者についても、異なった対応・支援が準備される必要があるだろう。

二つの児童虐待の区別：提案

著者は、次の区別をすることを提案している（加藤、二〇〇五）。その理由は、児童虐待という言葉を使うと、とかく重篤なものだけを虐待と考え、日常、意図せずに親が繰り返している日々の言動（たとえば、頭を叩くとか、「あなたは、バカだね」とも虐待的行為であることを見過ごさせてしまふからである。

その区別とは、(a)児童相談所が問題にしている児童虐待被害者（児）と(b)児童虐待により心に傷を負った者とを区別しておくことである。前者は、「児童相談所に通報し、処遇判断を受けるべきもの」であり、さらには生命の危険の可能性があり、すぐに介入や対応の必要な事例である。虐待をこのようにしかとらえない場合には、軽度・中度の虐待（場合によっては重度の虐待）はあまり問題視されないことになる。

それに対して、後者は、（当面は）生命の危険がない事例（軽・中度の虐待）であるが、それが故

に、多くの場合、問題視されにくく見過ごされやすい（潜在化しやすい）。しかし長期的な視点に立つならば、何らかの心への影響を及ぼす可能性の高い事例であり、その行為が頻繁であればあるほど、長期に継続すればするほど、結果的により重篤な結果をもたらす（精神疾患、非行、犯罪など）可能性がある。

後者の事例は、確かに児童相談所や関連機関が問題にしてはられない事例であるかもしれない。だが長い目で見るならば、精神疾患や非行・犯罪を防止する上で、早期の対応が極めて重要である事例（群）である。WHOの定義にもあるように、ただ単に短期的な影響だけでなく、長期のそれも心への影響（トラウマ）は、直接的にも間接的にもいろいろな社会問題へとつながっていると考えられるからである。

まとめ

児童虐待の問題は、全ての子どもの健全な成長と発達を保証していく上で、専門機関だけで

なく研究者・治療者・行政そして一般市民が一つになって取り組んでいかなければならない重要な問題である。そのためにも、潜在化した被害者に必要で適切な目を向けていくことが、今後ますます重要になるであろう。

【参考文献】

- Monteleone, J. A. (1998). *A parent's & teacher's handbook on identifying and preventing child abuse*. St. Louis, MO: G. W. Medical publishing. 加藤和生（訳）『児童虐待の発見と防止——親や先生のためのハンドブック』、慶應義塾大学出版会、二〇〇三年
- 加藤和生（2004）「愛着と児童虐待：愛着の病理」、『教育と医学』第五十二巻五号、五四―六三頁
- 加藤和生（2005）『潜在的児童虐待被害』の実態解明とそれが心に及ぼす影響に関する理論的・実証的研究」、『研究報告書』（文部科学省研究補助金、基盤研究B-2、代表・加藤和生）
- Wekerle, C. & Wolfe, D. A. (2003). Child maltreatment. In Eric J. Mash & R. S. Barkley (eds.), *Child psychopathology* (2nd ed.), Chapter 14, Pp. 632-684. New York: The Guilford Press.